

お客様各位

改元にかかるお客様へのお知らせ

興産信用金庫

日頃より興産信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

令和元年5月1日の新天皇即位に伴う改元による当金庫の対応をご案内いたします。

新元号に対応した帳票・書式となるまで一定のお時間を頂きます。それまではご記入に際してご不便をお掛けする事となりますが、ご理解とご協力のほど、宜しく願い申し上げます。

1. 改元について

質問事項	ご回答
「平成」が記載されている帳票・書類等はそのまま使用できますか。	「平成」表記のまま記入することが出来ます。 例) 2019年6月1日の場合「平成31年6月1日」と表記してご使用ください。
「平成」表記の帳票・書式を新元号に訂正する場合、訂正印が必要ですか。	「平成」表記の帳票・書式はそのままご使用いただけますが、訂正する場合は「平成」に二重線を引き、新元号をご記入ください。 旧元号を訂正いただく場合の訂正印は不要です。 例) 2019年6月1日の日付を記入する場合 以下の①～③いずれも有効です。 ①平成31年6月1日 令和 ② 平成 1年6月1日 令和 ③平成元年6月1日
元号が記載されていない書類（伝票等）は、改元日以降どう記載すればいいですか。	改元日5月1日以降は「 年 月 日」欄の場合、新元号は書かずに「元年」もしくは「1年」と記入してください。
新元号表記の手形・小切手は改元後すぐに発行されますか。	手形・小切手は、新元号にて発行いたします。ただし、交付については5月7日からになります。
「平成」表記の手形・小切手はそのまま使用できますか。また、振出日や支払期日の表示はどのように記入したらよいですか。	【改元後の場合】 「平成」表記の手形・小切手用紙は改元後（2019年5月1日以降）もご利用いただけます。新元号表記への修正や訂正印がない場合でも、これを新元号と読み替えて取り扱います。 【改元前に改元日以降の支払期日を記入する際の留意点】 改元前に手形を振り出す際の支払期日の記載は、支払期日が改元日以降であっても「平成」表記で記載することで問題ありません。なお、2019年4月1日～2019年4月30日に手形を振り出す際に、改元日以降の支払期日を記入する場合は、「平成」表記でも新元号に修正いただいてもどちらでも構いません。 【元年表示について】 手形・小切手の表示方法は「令和元年×月×日」、「(令和1年×月×日)」のどちらでも差し支えありません。
通帳・証書等の印字欄（満期日等）に新元号が反映されるのは、いつからですか。	2019年5月7日（火）からとなります。

<p>満期・中間利払のお知らせ」 「証貸代理貸ご返済予定表」 「ご融資金の利率変更・返済予定明細のお知らせ」等の郵便物に新元号が反映されるのは、いつからですか。</p>	<p>2019年5月到着分からとなります。</p>
<p>官公署発行の証明書等が旧元号記載のままですが、有効な証明となりますか。</p>	<p>官公署発行の証明書（運転免許証等）は、旧元号記載の場合も有効な証明書としてお受けいたします。</p>

2. ご注意

【キャッシュカードの詐欺にご注意ください】
改元・10連休に関する各種対応において、興産信用金庫の職員や金融庁、信金中央金庫、東京都信用金庫協会の関係者がキャッシュカードをお預かりすることや、暗証番号をおたずねすることはありません。